

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2019年6月13日～2019年6月19日)

令和元年(2019年)6月21日

H	E	A	D	L	I	N	E	S	
政治 ドゥダ大統領、米国を訪問									【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 インフラ省、下院に電動キックボード等に対する規制法案を公開 警察、公道で戦車を飲酒運転した男を逮捕 犯罪組織による工業用砂糖転売事件 刑法改正に関する動き 刃物によるブルガリア人殺傷事件実行犯の拘束 制服組織の労組に関する法改正案									
経済 ポーランド等4か国、EU・メルコスール間の自由貿易協定に懸念を表明 障害者向け500+手当法案 5月の消費者物価指数 5月のコア・インフレ率 格付け機関によるポーランド経済見通し ポーランド道路建設関連動向 ドゥダ大統領の訪米動向(IT企業との面会) 電力の需要増による停電への懸念 アフリカからの石油調達 ポーランドと米国の天然ガス供給に係る協力 電気料金上昇抑制のための法案関連動向 原子力発電所建設に係る動向 新たな熱電併給プラントの建設									
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について 国際機関への就職に関心がある皆様へ 大使館広報文化センター開館時間文化行事・大使館関連行事									
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp									

政 治

外交・安全保障

ドゥダ大統領、米国を訪問【12—17日】

17日、訪米中のドゥダ大統領は、カリフォルニア州を訪問し、シリコンバレー幹部と会談した他、ポーランド・米国新技術フォーラムに出席し、6日間の米国訪問を終えた。同大統領は米国滞在中、12日に

ホワイトハウスでトランプ大統領と協議した後、13—14日にテキサス州でペリー・エネルギー長官及びLNGガス会社代表と会談、15日にはネバダ州で両国の技術者が開発したドローン技術を視察、16日にはポーランド系住民と面会した。

治 安 等

インフラ省、下院に電動キックボード等に対する規制法案を公開【10日】

10日、インフラ省は、スマートフォンのアプリケーションを利用する電動レンタルキックボードへの規制を定めた道路交通法改正案を公開した。同法案は、電動キックボードに類似する個人用移動機器(UTO)を車両として扱うことを定めており、UTOの自転車レーン通行を義務づけている。

警察、公道で戦車を飲酒運転した男を逮捕【13日】

警察は、ウツキ県パイエンチノの幹線道路上でT-55戦車を飲酒運転したとして、49歳の男を逮捕した。逮捕された男は軍用品の収集・修復を趣味とする民間人で、警察が事情聴取を行っている。ポーランドでは、戦車に車両保険は適応されず、趣味としてこれらを所有・運転することが認められている。

犯罪組織による工業用砂糖転売事件【13日】

警察は、工業用砂糖を食用と偽って転売していたとして、シチェチンの犯罪組織の構成員13人を拘束するとともに、関係先50か所の捜索を実施した。同組織は過去数年にわたり海外から輸入した安価な工業用砂糖を食用と偽装し、ポーランド各地で販売していたとされ、同活動によって資金洗浄を行っていたとみられている。

刑法改正に関する動き【14日】

法務省は、ジョブ法務大臣の主導の下、刑法の

厳罰化に向けた法改正手続きを進めており、偽証に基づく自白引き出し、未成年者に対する性犯罪、自動車の走行距離改ざん等への処罰の厳罰化や仮釈放のない終身刑の導入等が審議されている。野党や司法専門家は、国内の犯罪発生率の減少が14年あまりにわたって続いており、仮釈放のない終身刑は人権と基本的自由保護のための条約(ECHR)に反するなど主張し、これに反対する動きを見ている。

刃物によるブルガリア人殺傷事件実行犯の拘束【18日】

18日、警察は、5月14日深夜から翌15日にかけてルブスキエ県コストシン・ナド・オドロンの路上でブルガリア人カップルをナイフで襲撃し死傷させたとして、ブルガリア人3人を逮捕した。同3人は事件後フランスに逃亡しており、ポーランド警察の国際指名手配によってフランスで拘束され、ポーランドに身柄を移送されていた。

制服組織の労組に関する法改正案【19日】

19日、ドゥダ大統領は下院に警察、国境警備隊、矯正局の労働組合に関して規定した法律の改正案を提出した。同改正案は、従来単一の労組のみと定められていたこれら制服組織内に複数の労組を組織し、各労組に団体交渉する権利を認めたものとなっている。

経 済

経済政策

ポーランド等4か国、EU・メルコスール間の自由貿易協定に懸念を表明【18日】

ポーランド、フランス、ベルギー、アイルランドの4か国は、EUが現在交渉中の南米南部共同市場(メルコスール)との自由貿易協定への署名の延期を求めるユンカー欧州委員長宛ての共同書簡を提出した。モラヴィエツキ首相は、ポーランドは自由貿易を支持しているが、自国農業の保護にも取り組んでいると述べるとともに、南米産農産品の品

質の問題にも言及した。

障害者向け500+手当法案【18日】

18日の閣議終了後、モラヴィエツキ首相は、18歳以上の障害者を対象に月額500ズロチを支給する社会保障法案を策定中であり、早急に採択したいとの意向を示した。同首相によると、当初は最も厳しい状況に置かれている約50万人を対象に手当を支給し、徐々に対象を拡大する計画である

マクロ経済動向・統計

5月の消費者物価指数【14日】

中央統計局(GUS)によれば、5月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比2.4%増、対前月比0.2%増となった。

5月のコア・インフレ率【17日】

ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギーを除いた5月のコア・インフレ率は対前年同月比1.7%増、対前月比同となった。

格付け機関によるポーランド経済見通し【17日】

格付け機関フィッチは、ポーランドの2019年のGDP成長率見通しについて、前回発表時の4.0%から4.2%に予測を上方修正した。フィッチは、2019年上半期のマクロ経済データが予想よりも良好であったことを引き上げ理由として挙げた。他方で、格付け会社のムーディーズは、2019年は4.2%(前回4.4%)、2020年は3.4%(前回3.7%)と予測を下方修正し、同社が4月に行ったGDP成長率予測の引き上げを覆すこととなった。

ポーランド産業動向

ポーランド道路建設関連動向【18日】

ポーランド道路総局(GDDKiA)により、主要な道路建設に係る契約が解消されており、プロジェクト自体の遅延が見込まれている。道路建設に係る費用が不十分との指摘も出ている。同指摘に対し、アダムチュク・インフラ大臣は、これまでの事案を踏まえ、何らかの措置は必要であるが、資金は十分確保されているとしている。

ドゥダ大統領の訪米動向(IT企業との面会)【17日】

訪米中のドゥダ大統領は、17日、ポーランド貿易投資庁(PAIIH)がカリフォルニア州で開催するポーランド・米国新技術フォーラムの開催のために、You tube 社長や、Google 副社長との面会を行った。同フォーラムは、ポーランド企業がシリコンバレーのIT大手企業、ベンチャー、投資家等との商談、技術交流等を支援するために開催される。

エネルギー・環境

電力の需要増による停電への懸念【14日】

13日、同時期の電力需要は過去最高を記録した。ここ数年間では7月初旬を中心に夏季には最高需要を記録しており、電力企業は送電網の安定・補修を行う時間があつたが、国内の停電への懸念は益々高まっている。2008年4月には、シチェン地域の51.2万人が18時間の停電被害を受けたことがある。電力需要の伸びは、EU 平均が年間1%~1.5%とされるが、ポーランドは年間2.5%程度と試算される。周辺国から電力を輸入するための送電網整備も十分でないとの指摘があり、産業部門への電力供給制限等が行われる可能性もある。

アフリカからの石油調達【14日】

国営石油企業 Orlen Mulls 社は、アフリカからの原油輸入拡大を検討している。親会社 Orlen 社のオバイテク社長は、アンゴラを含むアフリカ諸国からの原油輸入を計画していると述べた。17日、アンゴラからポーランドに10万トンの原油が到着し、8月にも到着が予定されている。同氏は、原油調達の多様化を戦略的目標としていると付言した。

ポーランドと米国の天然ガス供給に係る協力【17日】

14日、ドゥダ大統領は訪米中に天然ガスの調達先の多様化の重要性について述べ、米国の天然ガス会社 Cheniere 社とポーランドの国営石油ガス会社 PGNiG 社のガス調達契約の意義を強調した。また、ドゥダ大統領は米国のガス供給がまもなく中欧全域に広がることへの期待も述べた。

電気料金上昇抑制のための法案関連動向【17日】

13日、電気料金上昇抑制のための修正法案が下院に承認された。ただし、同法案の発効には時間を要する見込みで、当初の補償開始見込みである8月20日には間に合わないと思われる。

原子力発電所建設に係る動向【17日】

12日にポーランドが米国と締結した原子力協力に係る覚書は、欧州委員会に通知されておらず、EU競争法上、ポーランドの原子力計画に疑義を抱かれる可能性がある。米国は投資信用を提供し、

国際入札を行わない可能性がある。通常の手続に沿って経済性を考慮した国際入札を行った場合、2034年までに原発建設が終了できない可能性もある。

新たな熱電供給プラントの建設【18日】

ポーランドのオルシュティン市は、新たな熱電供給プラントに関する建設や25年間の運営に係る入札について Dobra Energia dla Olsztyna 社が落札したと発表した。なお同事業には1.72億ズロチの国庫補助が見込まれている。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2019年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施して

ください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

パスポートダウンロード申請書の御案内

2017年1月4日から、パスポートダウンロード申請が開始されています。日本国外でパスポート申請を行う方は、御自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、パスポートの申請書が作成できるようになります。詳しくは、下記リンク先を御覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

●本件に関する問い合わせ先

在ポーランド日本国大使館 領事部

代表電話：+48-22-696-5005(月曜～金曜日 9:00-12:30 13:30-17:00)

閉館時緊急連絡先：+48-22-696-5000(当館代表番号から自動転送されます)

E-mail:cons@wr.mofa.go.jp

●予約方法や必要書類に関するお知らせ

<https://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/ryoujishutchou31wroclaw.pdf>

日本国内の不動産登記手続に要する署名証明について

本邦の登記所における不動産登記手続において、その登記申請のための委任状や利害関係人の同意書等に対し、海外に居住しているため印鑑証明書を提出できない在留邦人(日本国籍者)の方については、居住地を管轄する日本国大使館・総領事館等において発行する署名証明のほか、居住国(地)の公証人や判事(以下、公証人)が作成した署名証明でもよいこととされています。

なお、居住国(地)の公証人が作成する署名証明の書式は任意(外国語文でも可)ですが、その内容として、公証人の面前で貼付け書類(委任状等、登記手続関係書類)に当該人が署名(署名は日本文字又はローマ字の何れか、あるいはこれらを併記したもので可)したことが明記され、当該人の氏名、生年月日(西暦で可)及び有効な日本国旅券の番号、証明書の発行日・発行番号、公証人の官職・氏名・署名が記載されること、書類の貼付け部分に公証人による契印がなされることを確認してください。また、登記所に提出する際は、当該署名証明の記載内容の和訳(書式及び翻訳者は任意)を付す必要があります。

詳細につきましては、法務省ウェブサイトの「外国に居住しているため印鑑証明書を取得することができない場合の取扱いについて」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00346.html)を御覧いただくか、当該不動産の所在地を管轄する登記所(法務局・地方法務局、またはそれらの支局・出張所)に直接御照会ください。

国際機関への就職に関心がある皆様へ

在ポーランド日本国大使館では、国際機関への就職に関心がある日本人の方を対象に、外務省国際機関人事センター作成の資料を配付しています。御希望の方は、大使館広報文化センターへお問い合わせください。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報：<https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話：22-584- 73 00 , E メール：

info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

〔開催中〕直筆。アーティストのシグニチャー。現代ポーランド美術における日本の伝統【6月1日(土)～23日(日)】

ワルシャワにて、マリア・グジェゴジェフスカ特殊教育大学美術教育コレギウム主催による『直筆。アーティストのシグニチャー。現代ポーランド美術における日本の伝統』が開催中です。日本とポーランドのアーティストによる展覧会などが予定されています。入場料は無料です。

開催場所：ワルシャワ, SARP, Foksal 2

詳細：<http://www.aps.edu.pl/>

〔開催中〕日本ポーランド国交樹立100周年屋外パネル展【6月3日(月)～30日(日)】

ワジェンキ公園において、日本ポーランド国交樹立100周年屋外パネル展が開催中です。日本とポーランドの二国間の歴史や両国の交流に関するパネルが展示されます。入場料は無料です。

開催場所：ワルシャワ, ワジェンキ公園屋外ギャラリー

〔予定〕100周年記念シティーゲーム【6月22日(土)】

ワルシャワにて、ワルシャワ日本語学校主催による『100周年記念シティーゲーム』が開催されます。参加費は無料です。

開催場所：ワルシャワ

詳細：<http://wsjj.pl/>

〔予定〕第25回ウッチバレエ会における東京バレエ団の公演【6月22日(土)～23日(日)】

ウッチにて、ウッチ大劇場主催による『第25回ウッチバレエ会』が開催されます。東京バレエ団による公演が予定されています。

開催場所：ウッチ, ウッチ大劇場, Plac Dąbrowskiego

詳細：<http://www.operalodz.com/index.php>

〔予定〕朝市「日本の週末」【6月22日(土)～23日(日)】

ワルシャワにて、朝市ポーランド主催による『朝市「日本の週末」』が開催されます。武道デモンストレーション、様々な子供向けのワークショップ(紙芝居, 折り紙, 着付け, 漫画, 剣玉など)や三味線コンサートが予定されています。入場は無料です。

開催場所：ワルシャワ市

6月22日(土) 9～16時 ジョリボシ区, al. Wojska Polskiego 4/ ul. Śmiała

6月23日(日) 9～16時 モコトフ区, skwer im. AK. Granat, ul. Puławska 113A

詳細：<http://targsniadaniowy.pl/>

〔予定〕国交樹立100周年記念能公演【6月26日(水)および28日(金)】

クラクフおよびワルシャワにて『国交樹立100周年記念能公演』が開催されます。

日程：

6月26日(水) 18:00(於:クラクフ)

開催場所：日本美術技術博物館, ul. Konopnickiej 26

チケット：日本美術技術博物館までご連絡下さい(連絡先：muzeum@manggha.pl, 12 267 27 03)

6月28日(金) 17:30(於:ワルシャワ)

開催場所：国立劇場ボグスワフスキホール, ul. Pl. Teatralny 3

チケット：完売

〔予定〕欧州青少年柔道選手権【6月27日(木)～30日(日)】

ワルシャワにて、ポーランド柔道協会主催による『欧州青少年柔道選手権』が開催されます。

開催場所：ワルシャワ, TORWAR, Łazienkowska 6A

詳細：<https://www.warsawjudocadetec2019.pl/>

【予定】国際会議「コレクション・ミーティング・インスピレーション。中央・東ヨーロッパにおける1919年日本ポーランド国交樹立前の日本の芸術の受け入れ」【6月27日(木)～29日(土)】

クラクフにて、ヤグエロン大学国際文化研究所主催による『国際会議「コレクション・ミーティング・インスピレーション。中央・東ヨーロッパにおける1919年日本ポーランド国交樹立前の日本の芸術の受け入れ」』が開催されます。日本の芸術などに関する会議が予定されています。

開催場所: クラクフ, クラクフ国立博物館, Aleja 3 Maja 1

詳細: <https://europe-japan2019.confer.uj.edu.pl/venues>

【予定】プラガ区での七夕【6月29日(土)】

ワルシャワにて、喜びの公園主催による『プラガ区での七夕』が開催されます。様々なワークショップ(浮世絵、書道、武道)や三味線コンサートが予定されています。入場料は無料です。

開催場所: ワルシャワ, Przystanek Wisła, Ratuszowa 2

詳細: <https://www.facebook.com/events/przystanek-wis%C5%82a/tanabata-na-pradze/2267916943475965/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)